

# 鋼船規則

規  
則

N 編

液化ガスばら積船

**2010 年 第 1 回 一部改正**

2010 年 10 月 15 日 規則 第 74 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## N 編 液化ガスばら積船

### 5 章 プロセス用圧力容器並びに液、ガス及び圧力用管装置

#### 5.4 管の組立及び継手の詳細 (IGC コード 5.4)

##### 5.4.3 フランジ継手

-2.を次のように改める。

-2. フランジは、その型式、製造及び試験について本会の認める基準に適合しなければならない。特に、管端開放の管を除くすべての管については、次の(1)及び(2)によらなければならない。

- (1) 設計温度が $-55^{\circ}\text{C}$ より低い場合は、突合せ溶接形フランジのみを使用しなければならない。
- (2) 設計温度が $-10^{\circ}\text{C}$ より低い場合は、呼び径が  $100\text{mm}$  を超えるものには、~~さし~~差込み溶接形フランジを使用してはならず、また、呼び径が  $50\text{mm}$  を超えるものにはソケット溶接形フランジを使用してはならない。

##### 5.4.6 溶接、溶接後熱処理及び非破壊試験

-3.を次のように改める。

-3. 突合せ溶接継手にあつては、溶接施工前及び施工中の通常の管理及び完了した溶接の目視検査に加え、溶接が正しく、かつ、本 5.4.6 の規定に従って行われていることを確認するために、次の(1)及び(2)に示す試験を行わなければならない。

- (1) 設計温度が $-10^{\circ}\text{C}$ より低く、かつ、内径が  $75\text{mm}$  を超えるか又は厚さが  $10\text{mm}$  を超える管装置の突合せ溶接継手の 100%放射線透過試験。ただし、これらの管装置の突合せ溶接継手部が管組立て工場内において自動溶接により工作される場合で、本会が適当と認める場合には、放射線試験の範囲を適当に参酌することができる。ただし、いかなる場合においても各継手の 10%未満としてはならない。もし欠陥が発見された場合には、既に認められている突合せ溶接継手部を含め、すべての突合せ溶接継手部について 100%放射線透過試験を行わなければならない。
- (2) 前(1)以外の管の突合せ溶接継手については、使用目的、設置場所及び材料に応じて、本会の適当と認めるところにより抜取りの放射線透過試験又は他の非破壊試験

を行わなければならない。一般に、管の突合せ溶接継手の少なくとも 10% について、放射線透過試験を行わなければならない。

#### 附 則

1. この規則は、2010 年 10 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

---

# 鋼船規則検査要領

N 編

液化ガスばら積船

要  
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 達 第 89 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010年10月15日 達 第89号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## N 編 液化ガスばら積船

### N5 プロセス用圧力容器並びに液，ガス及び圧力用管装置

#### N5.4 管の組立及び継手の詳細

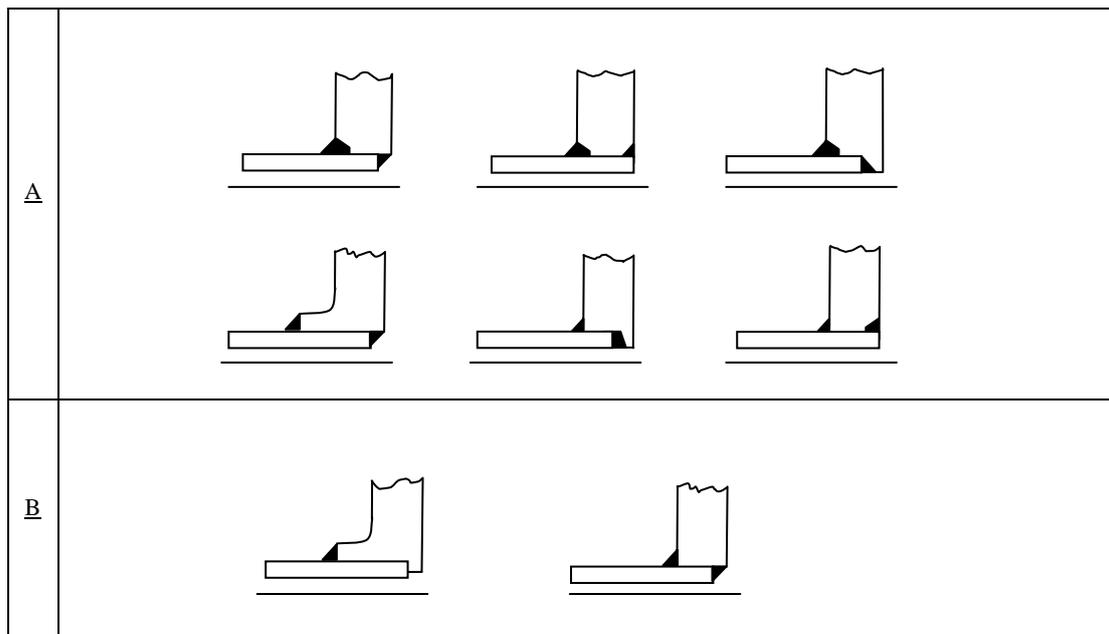
N5.4.3 を次のように改める。

##### N5.4.3 フランジ継手

規則 N 編 5.4.3-2.の規定の適用上，フランジ継手のフランジは，その形式，製造及び試験については JIS 規格又は本会の認める規格によること。ここでいう差込み溶接形フランジとは，図 N5.4.3 の A に示す形式，また，ソケット溶接形フランジの継手形式は，図 N5.4.3 の B に示す形式とする。

図 N5.4.3 として次の図を加える。

図 N5.4.3 フランジの継手形式



## N14 人身保護設備

N14.4 として次の1節を加える。

### N14.4 個々の貨物に対する人身保護の要件

#### N14.4.3 除染シャワー及び洗眼器

除染シャワー及び洗眼器は、カーゴマニホールド部や貨物ポンプ室等の直接貨物の飛散を受けやすい場所の近くに設け、洗浄中に、さらに貨物の飛散を受けないように、周囲壁を設けること。この周囲壁の構造は、規則 C 編 19 章の規定によること。また、この配管は規則 D 編 12 章の規定に適合した金属製の固定配管とし、凍結防止のため防熱を施すか、又は適当な位置にドレン抜きを設備すること。

### 附 則

1. この達は、2010年10月15日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。